

2024年10月18日

九都県市首脳会議

千葉県知事	熊谷 俊人	様
埼玉県知事	大野 元裕	様
東京都知事	小池 百合子	様
神奈川県知事	黒岩 祐治	様
横浜市長	山中 竹春	様
川崎市長	福田 紀彦	様
千葉市長	神谷 俊一	様
さいたま市長	清水 勇人	様
相模原市長	本村 賢太郎	様

## 九都県市首脳会議に対する要請書

日本労働組合総連合会



東京都連合会

会長 斎藤 千秋



神奈川県連合会

会長 林 克己



埼玉県連合会

会長 平尾 幹雄



千葉県連合会

会長 永富 博之



日頃より、日本労働組合総連合会（連合）ならびに私ども首都圏地方連合会の諸活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

私たちは、連合ビジョンに掲げている「働くことを軸とする安心社会ーまもる・つなぐ・創り出すー」を実現するため、低賃金や不安定雇用、長時間労働などの問題を解消するとともに、最低賃金の引き上げや雇用のマッチング機能強化、若年者・女性・高齢者・障がい者などが働きやすい労働環境の整備、雇用対策の強化などを通じて、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現させていかなければならないと考えています。

2024 春季生活闘争は、30 年ぶりに高い水準での賃上げ回答を引き出し、経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済・社会へとステージ転換する足掛かりとなりました。これを確かなものとしていくためには、少子高齢化による生産年齢人口の減少や格差の拡大と貧困の固定化など、日本の抱える構造課題を政策によって解決していくかなければなりません。

また、今年は 1 月に能登半島、8 月には宮崎県や茨城県でも大きな地震が発生しており、宮崎の地震では気象庁から初の「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるなど、大規模地震発生の懸念が高まっております。あわせて、台風や大雨による災害も年々激甚化しており、首都圏においても万全の備えが必要です。

首都圏は、全国の人口の約 3 割を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成しています。そして、九都県市首脳会議は、政治・経済・社会などの発展に大きな役割を果たしており、益々、重要になっています。今後も、首都圏における広域的な諸課題の解決に向けて、協調した取り組みを進めるとともに、まちづくりなどにおいて共同・連携した対応をはかるなど、協調した広域行政を推進していくことが必要と考えます。

貴会議におかれましては、都民・県民・市民が内在的に抱える将来不安の払拭に向け、経済回復の根幹である雇用対策に積極的に取り組まれるとともに、医療・介護・教育・防災など生活に直結する様々な分野における諸課題への対応や安全で安心してくらすことができる社会構築に向けて、最大限のリーダーシップを發揮されることを強く望みます。

私たち首都圏にある地方連合会は、第 86 回九都県市首脳会議の開催にあたり生活者の視点に立った喫緊の課題に絞り、以下のとおり要請を行いますので、課題に対する共通認識をはかり、協調・連携のもと課題解決に向けた取り組みを進められますようお願い申し上げます。

## <雇用・労働政策>

1. 2025 年 4 月からの障がい者雇用率の段階的引き上げに伴い、都・県・市は率先して障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率以上を目標として取り組むこと。あわせて、障がい者および企業を支援する障がい者就業・生活支援センターなど関係機関の機能強化を支援し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働く社会の実現に向けた取り組みを進めること。
2. 地域における産業・雇用安定のため、国・ハローワークおよび区市町村と連携し、雇用創出事業、求人の開拓、職業訓練、相談マッチング機能を強化すること。特に、非正規雇用で働く女性や就職氷河期世代、就労困難者、DVなどにより困窮する女性や就職活動中の学生に対する公的相談・支援体制、就労支援・職業訓練などを強化すること。
3. 男女がともに仕事と生活の調和を実現するためには、働き方を見直し、長時間労働のは正や、仕事と育児や介護等の両立支援に向けた環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産・育児を経て男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など施策の拡充をはかること。
4. 超高齢社会に突入した日本国内、とりわけ 2025 問題に直面する首都圏における介護現場の人手不足が深刻な問題となっている。  
介護人材を確保するとともに介護サービスの質の向上をはかること。処遇改善加算を利用するなどして処遇の改善をはかること。また、職員研修を実施する事業者への支援等を行うこと。
5. 公契約条例は、公契約により対象事業に従事する労働者への労働報酬下限額の支払いを担保し、労働者のディーセントワーク、中小企業等の受注事業者への発注額の適正化と適正利潤および人材の確保、住民に対する公共サービスの安全・品質の確保につながる。地域の全ステークホルダーに有益であり、地域経済を活性化し、SDGs（持続可能な開発目標）「持続可能な公共調達」

を実現するものである。

すでに公契約条例を制定している自治体における取り組み状況の把握、賃金実態調査の継続、データの蓄積等を進め、条例制定の必要性を検証し、労働条項型公契約条例の制定に向け取り組みを推進すること。

6. 地方公共団体が設置する相談窓口においては、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を行うこと。

また、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

7. 2024 年度診療報酬改定は、基本方針で「医療人材の確保・働き方改革等の推進」を重点課題として位置づけ、人材確保・働き方改革の推進に向けた改定を行っている。加えて、地域医療構想の推進に向けては、「各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取り組みを進めるもの」という通知や、リーフレットも出ている。

これらを踏まえ、医療勤務環境改善支援センターは医療機関に対し、医療人材の人材確保だけでなく働き方改革についても能動的に働きかけること。

## ＜生活・福祉政策＞

8. ヤングケアラーを含むすべての地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的相談・支援体制の整備に取り組むこと。

相談・支援については、重層的支援体制整備事業など、既存の制度活用だけにとどまらず、多機関連携を模索および強化して対応すること。

また、都県は、対応する区市町村に対して必要な支援を行うこと。

## ＜防災政策＞

9. 地域防災計画の見直しおよび防災訓練等の実施にあたっては、内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等を踏まえ、その意思決定の場に女性をはじめ障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、居住外国人等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細かなケアが出来るようにすること。

10. 非常災害に伴う大量の災害廃棄物を適切に処理できるよう、都県としての広域対応を各自治体等と連携して行うこと。また、自治体のみでは対応しきれないことも想定し、民間企業やボランティア団体等との連携はもとより、より実効性を高めるための教育訓練の強化、資材や廃棄物収集車の確保とそれらに伴う予算措置を行うこと。

### ＜防犯・消費者被害対策＞

11. 若年者や高齢者の悪徳商法などによる被害を防止するため、充分な注意喚起を行うとともに、国・都県・区市町村が連携し実効性のある施策を速やかに実施すること。

12. カスタマーハラスメントの抑止・撲滅に向けた対策を推進すること。

東京都は条例制定をすすめている。については、県市においてもカスタマーハラスメントに関わる実態調査等を行い、条例制定に向けて取り組むこと。

また、消費者庁「第4期消費者基本計画」を踏まえ、消費者と事業者との適切なコミュニケーションなど、倫理的な消費者行動を促進するための施策を一層推進すること。

### ＜環境・エネルギー政策＞

13. S D G s（持続可能な開発目標）に沿った持続可能な社会の実現のため、これまで以上に気候変動およびその影響を軽減させるための対策が重要である。2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現のため、再生可能エネルギー利用の積極推進、次世代エネルギー開発への補助や電力需要の平準化ならびに省エネ対策の推進、緑地や森林の保全・整備、代替フロン類の回収・破壊などの包括的対策に取り組むこと。

ただし、カーボンニュートラルの推進にあたっては、産業構造の転換に伴う失業や労働条件の著しい低下を招かないよう「公正な移行」に取り組むこと。

### ＜教育・子育て政策＞

14. 教職員の過度な超過勤務を縮減するため、国に対して、義務標準法による

基礎定数・加配定数の改善を求めるとともに、教員配置基準を改正し教員の加配を行うこと。あわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ＩＣＴの専門スタッフなどの人的支援をさらに推進すること。子どもたちの学びを保障するため、教員の欠員を確実に補充できる人材確保に向けた具体的な施策を早急に行うこと。

また、メンタルヘルス対策および全校における産業医の選定と安全衛生委員会の設置を加速化し、休職者を減らすこと。

15. 放課後児童クラブおよび居場所事業について、希望するすべての児童が入所できるように拡充をはかるとともに、運営時間の拡大、食事提供などニーズに応じた良質なサービスの拡充を推進すること。

あわせて、保育の質と安全の確保のため、十分なスペースの確保、支援員の処遇改善、有資格支援員の増員をはかること。

16. 子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策を強化するために、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など児童相談所の機能を強化すること。

#### ＜ジェンダー平等・多様性推進政策＞

17. ジェンダー平等社会の実現に向け、率先垂範となるよう、政府の「第5次男女共同参画基本計画」および「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」を踏まえ、各自治体の男女共同参画推進プラン等を着実に実行し、進捗状況について公表・報告すること。

18. 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、選択的夫婦別氏制度の早期導入を国に働きかけること。

また、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかること。

加えて、すべての希望する人が権利行使できるようパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入をすすめ、都市間連携・都県間連携に向け検討すること。

以上